

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川 大作

京都市規則第181号

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市健康増進センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表付属設備の利用の項中「5,000」を「5,140」に、「1,000」を「1,020」に改める。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る付属設備の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)